

2009年 獨協大学体育会ゴルフ部 獨創会総会

日 時：2009年6月13日 18時

場 所：獨協倶楽部

出席者：40名

18:15 議長より開会の辞のあと、笠原会長からご挨拶があり、順次以下議事に入り、審議事項1から9までの議案について出席の会員による多数決の結果、議決された。

第1号議案 会計報告

別紙の通り、平成20年4月1日～平成21年3月31日までの会計報告が幹事会会計担当の八代より行われた。なお、今回の報告は現会則の会計を異なるが、前年の総会において報告された会計が平成20年3月31日までのものだったこと、また4号議案で幹事会より新たに提案される会則年度の変更に併せたものであることが報告された。

収入の部		
項目	金額	備考
前年度繰越金	2,317,865	
年会費	0	
総会会費	102,000	@3,000×34名
受取利息	2,630	
合計	2,422,495	

支出の部		
項目	金額	備考
現役寄付	200,000	2008年総会決議事項
返還會費	340,980	2008年総会決議事項
総会費	108,909	
総会案内作成費	16,526	
郵送費	17,140	
返還會費振込手数料	4,140	
幹事会費	35,091	
次期繰越金	1,699,709	
合計	2,422,495	

第2号議案 会計監査

奥山監査役より、上記会計報告に間違いはないことの報告があった。

第3号議案 会費徴収の再開について

2008年の活動停止期間中に会長の判断により停止した会費の徴収について、前回の総会で本会の活動再開が決まり、活動費が必要になることから再開することについての提案があり、了承された。

第4号議案 会則の変更

運営上の必要性から、幹事会より会則の変更についての提案が下記の通りあり、了承された。

第1章 総則	
第1条 (名称)	本会は獨協大学体育会ゴルフ部獨創会 以下「本会」と称す。
第2条 (本部所在地)	本会の事務所は獨協大学(埼玉県草加市学園町1-1)体育会ゴルフ部部室または幹事会において決定された場所に置く。
第3条	本会は、会員相互の親睦と連帯感を高めるとともに、獨協大学体育会ゴルフ部に対し精神的・技術的・経済的に応援し発展に寄与することを目的とする。
第4条 (事業)	本会は、前条の目的を達成する為に下記の事業を行う。 1. 親睦を目的とする行事の企画運営 2. 獨協大学体育会ゴルフ部の経済的援助のための募金事業促進 3. ホームページの立ち上げ・運営 4. その他本会の目的達成に必要な事業
第2章 組織	
第5条 (構成)	本会は獨協大学体育会ゴルフ部出身者、又は本会の発展に寄与する者で本会の趣旨に賛同した者によって構成される。
第6条 (組織)	本会は以下の組織により運営される。 1. 総会 2. 幹事会
第7条 (役員)	本会は下記の役員を置く。 1. 名誉会長 1名 2. 会長 1名 3. 幹事長 1名 4. 幹事 若干名 5. 会計 1名 6. 監査 1名

第8条（役員を選出及び任期）

1. 名誉会長及び会長は、総会において選任される。
2. 幹事長は幹事会の互選により選出され、総会において承認される。
3. 幹事・会計及び監査は幹事会で推薦され、総会において承認される。
4. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第3章 総会

第9条（召集）

総会は原則として毎年1回、6月第二土曜日に開催する。

第10条（総会の議決事項）

総会は本会の最高の議決機関であり、以下の事項を採決する。

1. 名誉会長、会長、幹事長、幹事、会計、監査の承認
2. 予算・決算の審議、決定の承認
3. 事業報告の審議
4. その他重要事項の審議、決定

第11条（総会の議決方法）

総会の議決は出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第4章 幹事会

第12条（召集）

幹事会は原則として年2回開催し会長が召集する、また会長の発議により幹事会を開催することができる。

第13条（役割と内容）

幹事会は本会の執行機関であり、以下の事項の審議・採決をする。

1. 名誉会長・会長・幹事長・幹事・会計・監査の選出
2. 本会の事業計画の審議・作成
3. 本会の予算・決算の審議・作成
4. 現役ゴルフ部への援助の審議
5. 親睦事業の企画・運営
6. その他

第14条（幹事会の議決方法）

1. 幹事会は幹事の3分の2以上の出席をもって成立する。
2. 議決は出席幹事の過半数をもって決する。

第5章 会計

第15条（役割と内容）

1. 本会の会計は、年会費・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。
2. 総会にて年次報告を行う。
3. 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

第16条（会費）

会費・納入期限・及び納入方法は次のように定める。

1. 年会費 5,000 円
2. 年会費の納入期限は毎年度、3月31日までとする。
3. 会員は下記の方法により会費を納入する。
 - 1) 下記、いずれかの本会指定口座への振込。
 - ①みずほ銀行 京橋支店
普通預金 2467094
口座名義 獨協大学体育会ゴルフ部獨創会
 - ②三菱東京UFJ銀行 京橋中央支店
普通預金 0012999
口座名義 獨協大学体育会ゴルフ部獨創会 会計 八代 尚之
(ヤシロタカキ)
 - 2) 総会及び本会主催行事参加時に現金にて支払い。
4. 原則として納入された会費等においては、払い戻しは行わない。

第6章 監査

第17条（監査）

監査は年度末に本会会計及び業務の監査を行い、総会にてこれを報告する。

第7章 懲罰・復帰

第18条（懲罰）

下記行為に該当する者は、幹事会の決議に基づき会長が戒告又は除名する。

1. 本会の名誉を毀損し目的に反した行為（勧誘行為等を含む）をした者。
2. 何等かの連絡もなく、会費未納の者。

第19条（除名者の復帰）

除名者が本会に復帰するには、幹事会の承認を得ることを必要とする。

第8章 会則の改正

第20条（会則の改正）

本会則の改正は幹事会の発議により総会で承認される。

第21条（改正の議決）

本会則の改正は総会出席者の過半数の承認を必要とする。

付 則

平成10年6月13日 施行

平成21年6月13日 改正

第16条について 口座を開設するにあたり、郵貯口座を検討して欲しいとの意見があり、引き続きの検討事項とした。

第 5 号議案 現役活動報告

北澤監督、ならびに現役ゴルフ部員より活動報告があった。

第 6 号議案 ホームページの設立

会員への情報発信の手段としてホームページの設立の提案があった。

なお、設立にあたっては OB の吉田一茂氏（第 17 期）、島村英俊氏（第 19 期）と幹事会の数名で構成するホームページ設立特別委員会を立ち上げ、今回の幹事会より提案されたコンテンツを基本として、幹事会提案の費用（初期費用 54,000 円、継続費用 204,000/年）を超えないことを前提としたホームページの設立を目標とすることとした。

第 7 号議案 現役への援助について

現役ゴルフ部への単年度の資金援助として 200,000 円が承認された。

第 8 号議案 ゴルフコンペの開催について

幹事会より以下の日程で懇親ゴルフコンペの実施の提案があった。

日 程 : 2009 年 12 月 5 日 (土)

会 場 : 幹事会より会場の具体的提案があったが、乗用カートの使用などリクエストがあったため、幹事会で再考し、決定することとした。

参加人数 : 10 組 40 名程度を目標とする。また現役ゴルフ部員の招待も検討する。

費 用 : 一人 15000 円～20,000 円程度の会費制（不足分は獨創会から拠出することの了承をいただいた）

賞品等 : 親睦が目的なので賞品は華美にならず、簡単なものを予定。

※会場については総会終了後、幹事会で条件等を考慮し、サンヒルズ CC (栃木県) での開催を決定した。

第 9 号議案 創部 50 周年記念事業について

2014 年（平成 26 年）にゴルフ部創立 50 年を迎えることを記念した事業（イベント等）を企画するにあたり、本会の会員である皆様からご意見をいただきたい旨のお願いが幹事会よりあった。

その他

幹事に松井源太郎（33 期）、臼井司（40 期）が加わることについて幹事会より提案があり、了承された。